

2023年12月5日大綱質疑（議案質疑）

○24番（西哲史君）（登壇） おはようございます。堺創志会の西哲史です。会派を代表して議案質疑を行います。本日の議案質疑は2問です。全で一問一答で行いますので、よろしくお願いたします。まず初めに、議案第115号工事請負契約の締結について、津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事についてお伺いをします。改めて工事の概要及びスケジュールについてお示しくください。以上で1問目を終わり、ひとまず降壇いたします。

○副議長（木畑匡君） これより答弁を求めます。

○教育次長（山崎久樹君） 津久野小学校の体育館長寿命化改修ほか工事は、体育館の老朽化に対応するため、鉄筋コンクリート造地上3階建ての体育館棟の長寿命化改修、体育館棟の昇降機設備工事、プール水槽の改修及び屋外附帯の整備を行うものでございます。工事期間は令和7年2月28日まででございます。工事期間中は運動場の一部に仮設校舎を建設しまして、体育館1階にある図書室、家庭科室などを一時的に移設することで教育環境を確保いたします。以上でございます。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） ありがとうございます。この工事は一度入札が不調に終わって、非常に地域の皆さんとしてはスケジュールはどのようになるかというのを不安に思われていたところでありまして。6月22日に説明会を開催をして6月末に開札をしたもののその場で不調が伝えられて、地域の皆さんとしては一体スケジュールはどのようになるかと心配をしていたところですが、皆さん頑張ってくださいと何とか準備が整ったということだと思っております。令和7年2月末に工事が完成をする予定であるということですが、令和7年度の早い時期には150周年行事も予定をされていますし、なかなかすぐこの場でできると言うことはなかなか難しいと思えますけれども、しっかりとスケジュール管理を行っていただいで確実に学校行事に影響が出ないように、そしてまた春になると地域行事増えてきますので、ぜひ対応をお願いしたいなというふうに、確実に管理をしていくことをお願いしたいなというふうに思います。この工事を進めるに当たって、先ほど申し上げた6月22日の説明会をはじめ、地域の中からどのような意見があったか、またそれら地域の声に対ししっかりと対応していただきたいと思いますが、どのように対応されようとしているのか、お示しくください。

○教育次長（山崎久樹君） 工事を進めるに当たりまして、先ほど議員からもお話あったよ

うに令和5年6月に地域住民への説明会を開催いたしました。工事概要や仮設校舎の建設などについて説明を行いました。説明会では地域住民から、工事により発生するほこりや振動への対応、児童や学校利用者などへの安全配慮、ガードマンの配置などについての意見をいただきました。これらの意見などを踏まえながら、児童や地域住民の安全確保を最優先に工事を進めてまいります。以上でございます。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 答弁になるとそういうような長さになると思いますが、御存じのとおり、当日かなり長い時間をかけていろんな地域の声がありました。しっかりとこの意見に対して対応していただくことを要望したいと思います。今の教育委員会の皆さんの原因ではありませんけども、津久野小学校体育館を建てたときに非常にその周辺に振動をもたらしたりありまして、家がずれたとかということもあったそうであります。そのときに当時の教育委員会の担当だと思いますが、現場を見に来て、ここ大変ですねと言ったまま次回一切来なかったというようなこともあったというふうに複数聞いています。もう昔々のことなのかもしれませんけども、住んでおられる皆さんにとってはつい最近のことのようでもあり、そのことによって教育委員会なりこういう学校工事に対して少し不信感を持っておられる側面もありますから、やはり丁寧に説明をしていただく。もちろん建てたときと改修をするときでは工事のレベル感というか、地域に与える影響違うと思いますけど、基礎的なものにそういうことがあるということをしっかり受け止めていただいて、しっかり地域対応もやっていただくことをお願いしたいというふうに申し上げて、この項目は終わります。続きまして、議案第107号堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例についてお尋ねをしたいと思いますが、改めてそれぞれの条例改正の概要についてお示してください。

○財政局長（中井孝一君） 今回の改正案は、令和6年の1月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されることに伴うものでございます。このうち堺市手数料条例の改正につきましては、市民税、府民税のいわゆる課税証明書に記載される税額に森林環境税の税額を加える改正でございます。また、堺市市税事務所設置条例の改正につきましては、市税事務所が分掌する事務に森林環境税に関する事務を加える改正でございます。以上です。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） いずれも森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う

改正であるということですが、森林環境税及び森林環境譲与税とはどのような税か、また森林環境税譲与税の令和4年度の譲与額についてお示しください。

○財政局長（中井孝一君） 森林環境税でございますけれども、これは市町村及び都道府県が実施する森林の整備またその促進に関する施策の財源に充てるために令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税をされる国税でございます。この森林環境税は市町村におきまして個人住民税の均等割と合わせて賦課徴収をされ、国によって森林環境譲与税として市町村と都道府県へ譲与されるものでございます。なお、森林環境譲与税につきましては、課税に先行して令和元年度から譲与が始まっております、令和4年度におきます本市への譲与額は、723万6,000円でございます。以上です。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 資料1をお示しいただきたいと思いますが、森林環境譲与税ですね、これは林野庁のホームページですけども、いろいろと森林というと郡部の話のように思うかもしれませんが、特に都市部においては森林環境譲与税は森林を木材の活用、利用なりもしくは普及啓発なりにしっかりと使ってほしいという趣旨で都市部の自治体にも下りているということでもあります。そういった中で、堺市が数年間これ基金にそのまま積んでしまっただけで活用されてませんでした。それをしっかりと活用してほしいという議論をさせていただいて、いよいよガイドラインなどもつくられたということだというふうにお聞きをしていますが、実は堺市議会では、これつくられる前に仮称の段階で公明党さんが提案をさせていただいて、全員可決で森林環境譲与税の意見書を可決をしているという経緯もあります。そして、森林環境譲与税については令和3年9月に維新の会の皆さんの決算の討論の中で非常に高くS-Cubeの事例を評価をさせていただいてますし、また木材の利活用については平成28年、令和元年に池尻議員や野里議員からも積極的な木材利活用という提案をされている次第であります。そういった中で、では堺市がどのように木材活用をこの森林環境譲与税を使ってされようとしているのか、利用状況と庁内啓発についてお示しをいただきたいと思っております。

○産業振興局長（奈良和典君） お答えをいたします。森林は地球温暖化防止、国土の保全や水の浄化など公益的な機能があり、その機能を生かすには森林を適切に整備する必要があります。森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。都市部では木材を使う、山間部では森林を整備する役割が重要であり、本市は木材を使う観点から木材利用普及啓発を進めていくため、森林環境譲与税活用ガイドラインを令和5年5月に制定いたしました。

具体的には、公共建築物の木造化、木質化や公共施設への木製什器の設置、また森林に関する市民講座、ワークショップなどの普及啓発も対象としております。実績といたしまして、ハーベストの丘の公共建築物の木造化、区役所、小・中学校、図書館などの公共施設の木質化のほか、普及啓発等に活用しております。令和4年度には6施設、1,585万1,000円を活用し、令和5年度では16施設、1億8,278万円の活用を予定をしております。また、関係部局に対し、研修などを通じて森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえた活用を促し、執行における疑問解消なども行うなど、庁内啓発を実施をしております。以上です。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） ガイドラインをつくっていただいて、いよいよ本格的に木材活用に向けて森林環境譲与税を積極的に使い出したということだと思います。資料2をお示しく下さい。ちょっと小っちゃくて見えようがない部分があって残念なところなんですけど、ちょっとそれぐらい拡大していただけたらと思いますが、木材活用をしていくために森林環境譲与税というのはありまして、そういった意味で、ただ木材というのは非常に難燃性とか、燃えやすいんじゃないかという誤解がありますが、実は木材は難燃性の観点からも便利ですし、もしくは臭い対策、室温管理、二酸化炭素の固定とか様々な木材活用のメリットはあるものの、ともするとやっぱり普通の材料よりは木材を使うことによって少しコスト増につながりかねない、コストがちょっと余計にかかるから二の足を踏んでしまうということに対する対応という側面もあって、この森林環境譲与税というのが設置をされてるというふうに仄聞をしていますが、そういった中で令和4年度の事業、幾つか今使われてるということでもありますけれども、よくよく見ていくと、もちろん第1ステージとして、この森林環境譲与税を活用して様々使っていこうという今のやってることは評価をしたいと思いますが、よくよく見ていくと何か10ゼロで充てられてるものが多いなというふうに思うわけであります。10ゼロというのは、つまり100%これを充てている。例えば中学校給食の事業に使われていますけれども、これ配膳台導入してるんですね。ただ、この配膳台の導入に関しては結局全て森林環境譲与税を充てている。つまり配膳台は森林環境譲与税がなかったら作らないんですかと、買わないんですかということになってきます。これ第2ステージの議論だということはお分かってますけれども、その備品等々を購入することに要した総額に100%充当されているように見えますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○財政局長（中井孝一君） 議員がお示しいただいたとおり、総額について充当しているところでございます。以上です。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） ありがとうございます。総額に充当されているということですが、これでは、これ第2ステージの議論にはなってきますけれども、森林の有する公益的機能の維持増進を法の設置趣旨としておりまして、木材を活用していこうというためには少し物足りないなというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。この議会でも、木材をしっかり活用していこう、でも木材を使うためにはちょっとコストがかかるよね、そういう議論は長年この議会でもされています。年平均7,000万ぐらいが国から下りてきているということになります、これ100%充てると一瞬にしてこの7,000万というのは使われてしまうわけですね。コスト増の部分にしっかり充てていくことによって7,000万の森林環境譲与税を使って7億の事業なりに充てていける、この7億というのは概数で厳密な数字ではありませんが、例えば何億かの事業にプラスオン7,000万を充てていくということができるんじゃないかというふうに思います。もちろん基準財政需要額に基づいて交付税措置されてるわけでありますので、別で入ってきてる森林環境譲与税というのは、しっかりと木材活用に伴って発生をしている追加コストに充てていく、そのことがこれまでの木材活用の議論にしっかりと対応していただくということだと思いますけれども、森林環境譲与税の充当先ですね、備品や施設の木質化に要する追加コストとする考えはないのか、お示しをいただけませんかでしょうか。

○財政局長（中井孝一君） お答え申し上げます。森林環境譲与税の活用につきましては、制度の範囲内で適切かつ効果的、効率的に行う必要があると考えているところでございます。このような効果的な活用といたしまして、本市が実施する行政サービスにおいて、より効果的に住民福祉の向上に資する活用方法を選択しなければならないと考えておるところでございまして、また効率的な活用という面では、当該事務を行う際には人件費を含めた行政コストをできる限り抑えた上で事業に活用するということを優先して考えているところでございます。これらのことに留意した上で、森林環境譲与税の制度の範囲内において適切に活用を進めたいと考えておりますところですので、現状の充当方針を変更することについては現時点では検討をしておりません。以上です。

○24番（西哲史君） 議長。

○副議長（木畑匡君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 現時点では検討していない、それはそうでしょう、この状況ですから。そういった意味で、これからぜひ森林環境譲与税の趣旨に基づいてしっかり活用していただきたいなというふうに思います。当該事務を行う際には人件費を含めたコストをできる限り抑えた上で事業に活用することを優先して考えている。これ言いたいことは、つまり幾

ら木材のために追加コストがかかっているかを算出するには大変なコストがかかりますよと、手間暇がかかりますよということだと思います。悪名高いゼロコストという議論もありますが、私はこれ手間かかるのは認めたいと思いますけれども、しかしながら例えば概数であるとか、サンプル調査をやるとか、厳密に幾ら追加オンでかかるかを算出する手間暇を求めているのではなくて、ある程度のサンプル調査に基づいた概数を出しながら、追加コストというのはどれぐらいを見込んでいくのか、その部分に関して森林環境譲与税を充てる、こういう議論をコストコストと、ゼロコストと一方で言いながら言うんじゃなくて、しっかりと法の立法趣旨に基づいた、なぜこの金額が下りてるのかということの趣旨に基づいた議論を庁内でしっかりやっていただくことをお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。